

町章の選考基準及び選考方法(案)

1、選考基準

町章の選考基準は次のとおりとし、次の基準のすべてに該当するものとする。

八重瀬町の目指すまちづくりの将来像

「大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す自然共生の清らまち」にふさわしい町章であること。

町旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。

デザインの色は3色以内とする。(用紙の地色である白は含まない)。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)は不可とする。

モノクロ(単色)で表現した場合でも、イメージや安定感が損なわれないものであること。

自作の未発表作品であり、他の市町村章及び商標等と類似しないものであること。

2、選考方法

事前審査(企画財政課)

事務局において、応募要件に違反していないかどうか、応募用紙に必要事項等が記載されているか確認する。

第1次審査(第2回八重瀬町町章・町花等検討委員会)

選考基準を再確認後、事前審査の終了した全作品の審査を行う。

1次審査の選考の方法は、町章選考デザインチェック用紙を用い、委員が残すべきと判断した作品について、チェック用紙に○を、そうでない作品に×を記入し、1回目の審査は、出席委員の(1名以上)が○を記入した作品を残し、2回目の審査は出席委員の(2名以上)が○を記入した作品を第1次審査の選考作品とした。

第1次審査1回目 889件 268件 第1次審査2回目 268件 77件

第2次審査(第3回八重瀬町町章・町花等検討委員会)

第1次審査で絞り込んだ77件の作品を第2次審査するものとし、審査の方法は第1次審査と同様に1回目の審査は、出席委員の(名以上)が○を記入した作品を残し、2回目の審査は出席委員の(名以上)が○を記入した作品を第2次審査の選考作品とする。

第3次審査(第4回八重瀬町町章・町花等検討委員会)

第3次審査は、出席委員による採点方式で行い5作品を選考する。

採点方法は、町章デザイン採点用紙を用いるものとし、7つの審査項目ごとに10点を最高点として採点を行う。(最高70点)

全作品の採点終了後、40点以上を獲得した作品について審査し、最終的に5作品を選考する。

類似デザイン調査(専門機関委託)

第3次審査で選考された5作品について、特許庁商標登録及び他自治体等との類似デザイン調査を行う。

最終審査(第5回八重瀬町町章・町花等検討委員会)

類似デザイン調査の結果を確認の上、最終審査を行い1作品を選考する。

3、応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

4、選定にあたっての留意点

町章の選定にあたっては、そのデザインの趣旨について、十分留意するものとする。

町章の選定にあたっては、必要に応じて専門的な知識を有するアドバイザーの意見を求めることができるものとする。

応募方法に違反している作品及び締切日以降の作品は、選考の対象外とする。

5、町旗の選定

町章のデザインが浮き立つ地色とする。

町旗の縦・横のいずれかに「八重瀬町」の文字を入れることとする。